

第46回政策評価審議会（第45回政策評価制度部会との合同）議事録

1 日 時

令和8年3月24日（火）10時00分から11時30分

2 場 所

中央合同庁舎第2号館第1特別会議室（WEB会議併用）

3 出席者

（委員）

市川晃会長、田邊國昭会長代理、伊藤由希子委員、岩崎尚子委員、亀井善太郎委員、
深谷健臨時委員、岸本充生専門委員（WEB）、関麻衣専門委員、平田彩子専門委員

（総務省）

阪本総務審議官、菅原行政評価局長、原嶋大臣官房審議官、大槻大臣官房審議官、河野
総務課長、尾原企画課長、黒田政策評価課長、大上評価監視官、伊藤評価監視官

4 議 題

- 1 政策評価に関する取組状況について
- 2 今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について
- 3 最近の行政評価局の動向について

5 資 料

- 資料1 政策評価に関する基本方針の見直しの振り返りを踏まえた今後の支援策
（案）一次なる政策改善を導くための評価とするために-
- 資料2-1 災害弔慰金の支給事務に関する調査
- 資料2-2 屋内遊戯施設に関する調査-こどもの安全確保を中心として-
- 資料3-1 令和8年度行政評価等プログラムのポイント（案）
- 資料3-2 令和8年度行政評価等プログラム（案）

6 議事録

(市川会長) それでは、少し早いですが始めさせていただきます。第46回政策評価審議会と第45回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、前葉委員、横田委員、大橋臨時委員が御欠席です。

なお、岸本専門委員はウェブ会議システムより御出席いただいております。

それでは、議事に入ります。

最初の議題は、政策評価に関する取組状況についてです。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

(黒田政策評価課長) 政策評価課長の黒田です。資料1に基づいて説明させていただきますと思います。

1枚めくっていただきまして、1ページ目です。令和5年3月に政策評価に関する基本方針については一部変更して、三つの柱、政策効果の把握・分析機能の強化、意思決定過程での活用、制度官庁の役割ということで3年間取り組んできました。

一つ目の矢印の下に書かせていただいておりますが、基本方針は、見直しから3年目になることから振り返りを行いまして、改めて運用上の課題や、各府省のニーズを把握、整理して今後に生かしていくということで、昨年9月以降、議論してきました。昨年末には今後の方向性ということで、政策評価審議会で御意見頂きまして、それを受けて、行政評価局で今後の支援策案を取りまとめました。本日は、この支援策案について御議論いただきます。

次のページです。年末の政策評価審議会で振り返りを行いまして、目指す姿や今後の方向性ということで議論していただきました。一番右側に今後の方向性ということで、三つの柱を書かせていただいておりますが、メリハリをつけた政策評価へということと、真の意思決定への活用へということと、コミュニケーションを通じた運用の見直しの更なる落とし込みということで方向性を頂きました。

次のページですが、早速、今後の支援策案ということで、行政評価局で取りまとめたものを説明させていただきたいと思いますが、構成案を3ページ目に基づいて御説明させていただきます。初めに前提となる考え方を整理して、改めて理解していただく必要があるのではないかとということで1枚資料を付け加えさせていただきます。

その後、今後の方向性に合わせて三つの柱を同じように書かせていただいておりますが、意思決定への活用が一番重要ではないかとということで、今回順番を少し入れ替えさせていただきます。最初に意思決定への更なる活用を持ってこさせていただきます、2番目にメリハ

りをつけた政策評価、3番目にコミュニケーションの充実ということで整理させていただいております。

次のページですが、前提となる考え方です。一番下の図を見ていただきたいと思います。PDCAサイクルの図になっております。我々、政策評価の担当部局ではございますが、評価だけではなくて現在はEBPMということで、企画立案プロセス全体を見た上で評価を考えるとということを取り組んでいかななくてはいけないということでもあります。そのため、PDCAサイクルにおいても、そのチェックの評価の部分だけを見るのではなくて、PDCAサイクル全体を見た上で、どこが重要なのかということ踏まえた上で評価を考える必要があると考えております。

その場合にPDCAサイクルの中でもPの段階、Planの段階でその評価に至るまでの準備作業というか、しっかりとした仕込みが必要ではないかと考えております。そのため、プランのところで仮説の設定やロジックの設計、また、データ収集方法や、どのようにデータをモニタリングしていくのかということをしっかり考えた上で取り組んでいく必要があります。そういったことをきちんと考えた上で、その後の実行段階や評価の段階、改善の段階での幅が出てくる、つまり、メリハリが出てくるというような考えに基づいて、この図は書かせていただいております。やはりPが一番重要で、その仕込みをしっかりした上で、その仮説の検証や柔軟な軌道修正や政策改善をしっかり各府省自ら行っていただく必要があると考えております。

次のページです。先ほどのような前提となる考え方を基に、意思決定の更なる活用ということで考え方を整理しております。一番下に図を書かせていただいておりますが、左側です。日々、行政において、いろいろな業務をしていく中で、モニタリングや適時の評価が行われるかと思っております。当然、その中で評価に関わる要素や情報やデータが生じてくると考えておりました。そういった情報やデータを基に緑色の箇所を書いておりましたが、意思決定過程の中でそういった情報・データをいかしていただいて、意思決定をしていくことが日々行われているのではないかと考えております。

そういったプロセス全体が取りまとまった上で評価ができると考えておりました。下のほうに図を書かせていただいておりますが、企画立案の議論を踏まえて政策評価書ができ、また、評価書が出来上がってからも次なる議論への活用ということで、企画立案過程へフィードバックしていくような流れで考えております。こういった中で、生まれてくる情報やデータについての質の向上をしっかり行っていくことも心得て取り組んでいかななくてはいけ

ないと思っております。

また、図の右側で時系列のイメージを書かせていただいておりますが、日々、業務を行っていく中でも、その小さなPDCAサイクルが回されて、その中での評価のための情報やデータが集められることになろうかと思っております。そういった情報やデータを収集した上で、最終的には目標年次等において大きなPDCAサイクルを回して意思決定をしていくことになろうかと考えています。

そういった日々の小さなPDCAサイクルを回す中で、軌道修正する場合には軌道修正をして目標に向かって進んでいく、社会に対してのインパクトがきちんと発揮される方向に進めていくようなことを意識しながら政策を進めていく必要があると考えております。

次のページをお願いします。そのような考え方に基づいて、意思決定への更なる活用ということで、具体的な支援策として考えているのが伴走支援で、各府省の政策評価担当者や原局の職員を対象に想定しておりますが、企画立案プロセスにおける議論の質を高める観点から評価するにはどうしたらいいのかといったことで相談を受け付けて、制度官庁として支援を行っていきたいと考えております。

具体的には、一つ目の丸に「例えば」と書かせていただいておりますが、各府省でもいろいろな5か年計画等がございますので、そういった議論をそのまま政策評価として活用されるようなことを想定しております。相談に乗りながら、5か年計画等で議論したものが、そのまま政策評価として活用されるためには、どのように工夫していったらいいかを一緒に考えていくということを取り組んでいきたいと思っております。

また、その下に、事例の収集、課題の発掘と書いておりますが、各府省でも、いろいろな工夫等をしている例があるかと思っておりますので、そういった事例の収集は、引き続き行っていきたいと考えております。

下の矢印にも書かせていただいておりますが、そういった中で集まった事例についてはガイドラインへの記載を行い、また、政策評価担当者間での共有をできるように横展開していきたいと思っております。また、制度官庁としても、そういった支援をする中で、制度上のボトルネックが見付かった場合には、それを解決するための検討にも取り組んでいきたいと思っております。

次のページをお願いします。メリハリをつけた政策評価です。前回の政策評価審議会で、今後の方向性の中で左下の絵を示させていただいておりましたが、それを踏まえて、メリハリを考える際の着眼点ということで右側に書かせていただいております。重要施策や、社会

的関心が高い政策、予算規模が大きい施策については、その評価をしっかりと行っていく必要があるとか、また、法改正や制度改正を伴うような場合には深掘りを行っていく場面が生じるかと思えます。

一方で、法執行事務など定型化しているような業務の場合には、比較的弱い評価というか、モニタリング等で済むような場合もあろうかと思えますので、そういったメリハリについての具体的な切り口等を整理しながら、支援していくことを考えていきたいと思っております。

一番下には政策内での切り口ということで書かせていただいておりますが、同じ政策であっても節目の段階で深掘りをしなくてはならないような場面も生じるかと思えますし、また、平時には、指標の動向を見るだけで済むような場合もあろうかと思えますので、そういったメリハリについても視点として取り入れた上で支援していきたいと思っております。

次のページをお願いします。メリハリをつけた政策評価の具体的な支援策ですが、こちらにも伴走支援ということで、こちらは専ら政策評価担当者を対象に考えていきたいと思っております。政策評価法に基づく基本計画や実施計画の策定において、政策評価のメリハリ付けの戦略を考えるということになろうかと思えますので、そのような計画を策定する場合に我々としては、しっかり支援を行い、どのようなメリハリ付けがあり得るのかも一緒になって考えていければと思っております。

また、実際に深掘りする場合にはどのような深掘りの方法があるのかについても、実証的共同研究の知見等も生かして個別具体の支援も併せて検討してまいりたいと思っております。

また、右下に少し書かせていただいておりますが、今回の振り返りも踏まえて評価類似の取組の活用、例えば行政事業レビュー等を活用した政策評価等が一定程度進んでおりますので、そういったものを推奨していくこともしっかり進めていきたいと思っております。

また、目標管理型ガイドラインなど、位置付けや解釈が、まだ不明確という指摘も各府省等からありますので、そういった位置付け、解釈についても明確化をしっかりとしていきたいと思っております。

次のページです。コミュニケーションの充実ですが、一番下のところにEBPM・政策評価等の実践に携わる人材の育成支援ということで拡充していきたいと考えております。これまでは行政評価局内の人材育成のために提供してきた人材育成のコンテンツ等がございますので、そういった知見の積み重ねも、各府省に対しては人材育成する際の支援として提供し

て、一緒になって人材育成を図っていくこともしっかり取り組んでいきたいと思っております。

次のページですが、マネジメント層や有識者の方にも我々の考え方を、しっかり理解していただく必要があるかと思っておりますので、そういったところに対しての考え方の提供や理解を進めるような取組も関係部局と一緒に進めていきたいと思っております。

また、二つ目の矢羽のところですが、役所の場合、2年、3年でどうしても人事異動がございますので、人事異動に伴って、その知見が低下してしまわないように、各府省に対しても情報共有の機会を提供して、自信を持って政策評価に取り組んでいけるような環境を整えていくこともしていきたいと思っております。

また、三つ目の矢羽のところですが、国の政策の実施主体となり得る地方公共団体へのEBPMに関する知見の共有の推進もしていきたいと思っております。

一番下のところの生成AIを活用した業務の効率化についても、総務省における政策評価書の点検作業の効率化のほか、各府省における政策評価書のチェックや質の向上にもつながるような調査研究を進めてまいりたいと思っております。

次のページです。今後のスケジュールですが、本日の政策評価審議会終了後、年度明けから早速、今後の支援策については取り組んでまいりたいと思っております。4月から6月の間については振り返りの結果を踏まえてガイドラインの改定等を実施し、また、6月か7月には政策評価審議会が開催されると聞いておりますので、その時点での取組状況を報告させていただきたいと思っております。

また、7月には、役所の場合、大きな人事異動がございますので、ガイドラインの改定状況や最近の取組について各府省の説明会を開催し、異動に伴う知見の低下といったことのないように取組を進めていきたいと思っております。また、定期的に政策評価審議会には取組状況を報告させていただきまして、年度末には行政評価等プログラムへ次年度の支援内容を明記するような形で、次年度もしっかりとした取組を進めていきたいと思っております。

最後のページですが、海外の調査結果を参考まで、メリハリの部分だけ提供させていただいております。年度末には全体の調査結果について、ホームページで公表することとしておりますので、また、各府省の皆様のご参考になればと考えております。

私からの説明は以上です。

(市川会長) 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問される方は挙手をお願いいたします。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

(伊藤委員) 御説明ありがとうございました。1点質問、1点コメントになります。

まず、質問ですが、AIの活用について、ここでも議論してまいりましたが、いよいよ、非常に実用可能なレベルに進化しているのを役所の業務に限らず、感じています。

その中で、例えばCopilotやGeminiなど、いろいろ海外のソースのものもありますが、どこまで、どういった形で使うのか、ある程度、ルール化をしないといけないことと、AIはとても便利ですが、知識は引き継げる一方、熱量を引き継ぐことは難しいと思っています。情報は引き継いで、ほかの担当者にある程度、前任者のことを伝えることはできるが、この政策が、どれぐらい重要で、どこにタイムリミットがあるのか、ないし、政策の実現に向けて、どれぐらい人をまとめていかななくてはいけないのかといった部分の熱量は、なかなかAIだけでは頼れない部分だと思っておりまして、その点を人ができることと生成AIができること、きちんと有機的に結合するように取り組んでいただきたいと思います。

ここで書かれている新たな知見の活用というのが、いわゆる当たり障りなく書いてあるような感じになっていて、基本的には文書チェックに使えますということであったのですが、恐らく、実務レベルでは、何をどう使うのかが検討課題になっているかと思います。そういう部分をまた事例として紹介していただければと思います。

まず、こちらが質問で今、具体的にどういった部分が考えられているのかを伺いたと思います。

最後にコメントですが、最後の12ページの参考資料にありました諸外国の運用事例は、非常に簡潔に抜粋されていますが、共通しているのは目的意識と、それから優先順位という考え方だと思います。

今の政策評価で先ほどメリハリという言葉がありましたが、評価書という形で出てきたときには、それが非常にフラットな形で並んでいるような印象は、まだ持っておりまして、一番今、伝えるべき、今、評価すべき、今年の一押しはこれですといった話であったり、あるいは政策の中にも目的を探すようなものから、目的が明確だが、うまくいってないといった課題が明確なものまで、いろいろあると思います。そういったものが分かりやすく示されるように、こういった諸外国の例も参考にしながら、更に進めていただければと思います。

以上です。

(市川会長) ありがとうございます。それでは意見をもう少し頂いてから事務局にお伺いしたいと思います。

それでは、亀井委員、お願いいたします。

(亀井委員) 改めて御説明ありがとうございます。また、この間、大変よく御検討いただけたのだろうと総論として思います。これまでの御努力に心から感謝を申し上げます。

そのような中で改めて、もともと答申があって、それから、このような形で見直しをしていきますという中で、最も重要だと思うのは、やはりゼロのところの前提となる考え方でありまして、これについて少し、お話をさせていただきたいと思います。

もともとのこの答申の前提となったところは、社会の変化が激しいことなど、今、伊藤先生からもお話があったような、例えばAIが導入されてきて、これをどう活用していくか。さらには、これは社会の要請に従ったものでもあると思うのですが、統治機構改革の結果、内閣主導、ひいては政治主導という形で政策立案が政治側から官側に持ち込まれることが各府省で多々起きていることがまず前提としてあるのだろうと思います。

このような中で、最も重要なのはやはりこの4ページのところでありまして、さはさりながら、もともとは官側から出てきた政策であれば自分たちが意思を持ってということが当然できますが、政策が政治家から何か持ち込まれたときに、それでも意思を持って、どう取り組むのかという点が問われているのではないかと思います。

この4ページに書かれている政策効果の発現の経路をきちんと設計するというのは、どこから持ち込まれようが、これは必要なことでありますし、一方で、解決すべき政策課題ではなく、政策が初めにありきで始めざるを得ないということは、これは一方、現実として起きているわけですから、となると、政策効果の発現の経路は、きつこういことなのであろうということ、正に行政の専門家である、あるいは政策立案の専門家である各府省の皆様が、それぞれの領域において、これをしっかり考えながらしっかり走っていくことが必要だろうと思います。

従来型の政策立案プロセスであれば、ここに時間が十分あって、しっかり準備をして臨むことができたわけで、PDCAのPを充実させることができたのですが、なかなかこのPの時間を割けない中で、それでも、このPをしっかり考えるところが非常に重要でありまして、そのPをしっかり考えた上で、では、どのようなエビデンスを収集していくのかということ、そのロジックモデルや効果発現の経路に応じてしっかり考えていく必要があるのだと思います。

このエビデンスが非常に重要でありまして、このエビデンスというのは、一般的にはインパクトやアウトカムといった政策の効果を探してきて、この政策はきちんと当初の目的に対して実際にうまくいったのかということも重要なのですが、もう一方で、この時間軸が短い、十分ではないとなると当然、これはトレードオフと申しましょうか。お薬でいう副反応や副作用と言われているようなものが社会に生じる場合もあります。

こうしたトレードオフのようなエビデンスをしっかりと見ていただく、これも大切なエビデンスでありまして、いわば成果としてのプラスのエビデンスとトレードオフのようなマイナスのエビデンスをしっかりと見ていただいて、次の政策の見直しのときに、このトレードオフがあるのであれば、これをしっかりと見直しましょう、あるいは、このような形で政策を変えていきましょう、あるいは、これはやめましょうといったことを政治に対してもしっかり物を言える官僚機構であっていただきたいなと思います。

そのような意味で今回の見直しは、正にメリハリをつけて、どこに官僚機構の皆様が力を入れていくのかという点をしっかりと考えていただかなければいけないところでありまして、傍聴していらっしゃる各府省におかれても、これは正に組織の問題として、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

ひいては、これがしっかりできれば今、伊藤先生がおっしゃっていただいたAIをいろいろな形で活用していく中で、何が一番重要かということと人の意思が重要、あるいは熱量が重要だと思いますので、この意思をしっかりと持ってこのPDCAに取り組んでいただくという点を是非お願いをさせていただきたいと思います。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、深谷臨時委員、お願いいたします。

(深谷臨時委員) 深谷です。丁寧に御説明いただきありがとうございました。

評価自体を自己目的化しないという点からは、政策形成メカニズムの中で評価をどのように考えるか、というのがやはり重要なのだろうと改めて思った次第です。そこで考えなければいけないのは、評価をする担当者と思決定をする立場とのある種のリンクが切れないうにするにはどうすればいいかという点で、先ほど人事異動の件もありましたが、担当者が変わってしまったときに、どのようにリンケージをずっと確保していくかをやはり考えなくてはならないのだろうと思います。

その際に、そもそも人が重要だというのはもちろんそうなのですが、人に対する教育やあ

る種のトレーニングといったものも併せて、制度的にどう考えるかがやはり重要なのだらうと思います。ガイドラインへの記載、あるいは、その改定等の御指摘もありましたが、このようなものをどのように継続的にチューニングして運用していくかも改めて考えていくことなのだらうと思いました。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、一旦ここで事務局に今までの3人の方からの御質問をお答えいただいて、それから、また続けていただきたいと思います。

(黒田政策評価課長) 簡単にですが、お答えさせていただきたいと思います。

AIの活用、具体的にどのような場面かということなのですが、租税特別措置等の点検で、いろいろなチェックリストを基に、どのように評価書が書かれているかを今、人力で見えます。チェックリストのようなものをAIに読ませて、どこまで人に近く点検ができるかということ、まずは検討していきたいと思っております。

それは我々のチェックに役立つものでもありますが、各府省でも評価書を作る際には同じようにチェックできるような可能性はあるだらうと思っておりますので、双方の利便性が高まるような調査研究にしていきたいと思っております。

また、諸外国について調べてみると、メリハリをつけて各府省が取り組みたいと思うような評価を行うことになっておりますので、我が国においても、評価担当部局が取り組みたい評価をきちんと意思を持って取り組めるよう、支援していきたいと思っております。

亀井先生から、意思を持って取り組むことという御意見を頂いております。まさに、政策評価はある意味、強力な武器になると思っておりますので、そういったものを武器として、説明の道具として、しっかりとどのように使うのかといったことを具体的な事例等も示しながら、各府省に役立つような支援をしっかりとしていきたいと思っております。

深谷先生からは評価担当部局と企画部門、どうしても縦割りになりがちなところがありますので、そういったところをどのようにきちんとリンケージさせるかということは我々も重要だらうと思っております。そういったところは意識をして、制度的にもどのように取り組んでいったらいいのかといったことも考えていきたいと思っております。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは平田専門委員、岩崎委員の順番でお願いしたいと思っております。

(平田専門委員) ありがとうございます。御丁寧な説明、感謝申し上げます。

私からは1点コメントです。4ページ、5ページあたりでPlanのところを充実して、そこに評価の要素もできるだけ盛り込んで、具体的には、Planの段階で、仮説の設定やどのような量的指標を用いたチェックの構造にするかをあらかじめ考えておきましょうといった、そういったお話だろうと認識したのですが、それは非常に賛同する一方で、私としては、量的なメルクマールのみならず、質的に、要は例えばヒアリングといった手法も是非Pのところでも評価の要素として組み込んでいただきたいと思います。

もちろん、その政策効果が実際どのようになっているのかをエビデンスとして測定する試みはとても重要ですが、その一方で先ほど亀井先生から御指摘がありましたように、予期せぬ意図せざる効果が発生しているかもしれず、そこは現場の実際の声をすくい上げて、ボトムアップ的にどういったことが起こっているのかといった点も、質的なデータですくい取ることも同時にしていただければ、とてもバランスのとれた評価になるだろうと感じました。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、岩崎委員、お願いいたします。

(岩崎委員) 岩崎です。御説明どうもありがとうございました。今後の支援策案についても理解いたしまして、同意いたします。3年前と比較すれば非常に取組事例も増えてまいりまして、大分進展があったのではないかと拝察しています。

今後の政策評価の方向性としてPDCAのPを充実させていくこと、また、伴走支援の重要性についても言及がありましたが、これもしっかり進めていただくことが重要かと思っています。

生成AIの具体的な活用事例は、私も非常に興味を持って見ておりましたが、現在、租税特別措置等について進められておられるということですので、より広範に広げていただければと思っています。

データの収集にAIを活用していくことでより質も高まっていくと思いますので、是非その点も事例を増やしていただくのが必要だろうと思います。というのは人口減少による労働力の制約がある中では、政策の評価や立案すべき事案も質が変わってきていると思いますので、そういったところに活用いただければと思います。

最後に諸外国における政策評価の運用事例ということで、3か国ほど評価の紹介をいた

だいておりますが、日本がどの事例に合致するだろうかと、英国やオランダは非常に斬新なテーマでもって進めておられると思いますが、やはりイノベーション政策ごとに、オランダでは4年から7年というスパンで政策の評価を実行していくというスピード感を持って進めておられるように見ておりますので、海外の事例なども参考にされながら、日本がどのような着地点を目指していくのかという点も、是非御教示頂ければと思います。ありがとうございます。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、関専門委員、お願いいたします。

(関専門委員) ありがとうございます。Plan、Doという、PDCAを回すキーの段階で時間がないという現状の中、また、人材もまだこれから育っていくという制約がある中で、Pにどれだけ仕込みができるかという点が、最終的に意思決定に活用できる質の政策評価になるかどうかを決めると思います。では、何が重要かという点、通常時からデータ活用、データ整備をしておくことだと思えます。

どのようなデータが必要になるかは、もちろん政策ごとに、かなり違ってくるのですが、現状では、日本は、行政データの活用が非常に低調です。いろいろな制約があり、各所が大変苦勞はなさっていると思うのですが、国税と地方公共団体の税をつなぎ合わせて分析するなど、ほかの国だとできることがまだできていないと思います。

それは本当に一例なのですが、府省をまたいでデータを活用して政策効果を分析するためには、平時からのデータ活用、データの整備が非常に重要になってきますし、個人情報をどのように保護した上でEBPMに必要な分析ができるのかという議論も、余りコンサバティブになり過ぎず、なるべく世界標準に合わせて進めていく、強く推し進めていく必要があるだろうという点を私からは強調したいと思います。ありがとうございます。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、岸本専門委員、お願いいたします。

(岸本専門委員) 皆様の意見に、付け加えることはそんなにないのですが、いくつかコメントします。

一つは、私は、プロポーショナルリティというのは、規制評価の中で大分前からどのように導入できるかをずっと考えていて、海外の調査も、もう大分前ですが一緒に行かせてもらったときに、各国の担当者に聞くと、そんな常識だろう、という感じで、なぜそんなことを聞くのだという反応で苦勞したことがありました。そのときは、今日、参考資料で出してい

ただいているような言語化がうまくできなかつたのですが、どのようなものをプロポーショナル리티の観点から大きいものだ、小さいものだと判断したか、といった事例が積み重なってくると、政策評価の担当者も過去のものを見て、ある程度、プロポーショナル리티というものを判断する目安になり、政策評価担当者が変わっても目安にできるだろうと思いました。

それから、もう一つは、生成AIの観点は、場合によっては生成AIを使った結果、人がその後、チェックをすることになって二度手間になって、余計時間がかかるようなこともあり得るので、そういった意味で、生成AIを使うことの評価のようなこともしていく必要があるかと思えます。

もう1点、政策の中で、場合によっては急いで導入されたような、国際的、あるいは国内的な事件、事故が起こったことに対応してなされるような、要するにPDCAのようにゆっくり回すことができず、急いで導入されたような政策について、政策評価できませんでしたとなるのではなくて、事後評価とは違う、少し遅れて評価をするような、何かそういうケースもあり得るのではないかと思っていて、そのような経緯で導入された政策にこそ意図せざる影響が出やすいと思うので、そういったケースに当てはまるようなものどこかで明示的に入れたらいいのではないかと思っております。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、田邊会長代理、お願いいたします。

(田邊会長代理) 1点だけです。特に行政評価局において伴走型支援ということを強調していらっしゃるんですが、伴走型支援というのは、福祉や犯罪被害者といったところで聞く言葉だと認識しています。

この伴走型支援を実際にきちんと行うためには、幾つかのポイントがあると思っております。

一つ目は、伴走なので、こちらからまず何かアクションを起こすということではない。つまり、先方からの、これはどうすればいいのかという、その相談等に対してきちんと応えていくのが基本の姿であります。この距離感が非常に重要なのではないかと思っております。

それから二つ目は、伴走型支援は途中でやめず、時間軸に沿って対応を変えていくということです。例えば先方のニーズも変わってくるかもしれませんし、また、時間が経てば、その政策の姿自体も変化していきますが、それを見据えて付き添っていくことが伴走型支援

の二つ目のポイントだろうと思っております。

それから最後、三つ目のポイントは簡単でありまして、縦割りにしない。つまり、ここの領域はかくかく省のかくかく局のかくかく課が行っているなど、それに対して応えることも必要ですが、国民の側からいたしますと、それだけでは終わらないわけです。同じような問題、それから、そこを解決したら次に別の組織体によって問題になってくるような部分もあろうかと思えます。縦割りで、これで終わりということではなく、それを横展開してつないでいくことが、伴走型支援と言われるものを目指しているものだろうと思えます。

福祉の世界で言っているところの重要な点を、評価の世界にそのまま持ってくる方がいいのかどうかという大問題がありますが、ただ、伴走型支援ということをおっしゃって、それを実効性のあるものにしていくのであるならば、今、申し上げていたようなポイントに対してお気遣いいただければと思っております。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、皆様からの御意見に対して、現状でコメントできることあればお願いいたします。

(黒田政策評価課長) いろいろな御意見、ありがとうございます。

平田先生から頂きましたお話、正しくそのとおりでして、絵はもう一直線でいっているのですが、5ページの時系列のところは、船が上に行ったり下に行ったりというので、多少表現は工夫したつもりなのですが、予期せぬことは起こりえる、つまり、絵のように船が上へ上がったりに下へ下がったりすることは前提として、軌道修正や政策の見直しができる行政であるべきだということは、やはり意識していかないといけないと思っております。

岩崎先生から言われたAIの事例を増やしていくことについても、租税特別措置等だけではなくて、AIでどこまでできるかというところ、未知数な部分もありますので、人が行ったものに対してAIだとどこまでできるのか、のような点が見えるような形で示していければと思っております。また、諸外国の事例もしっかり参考にしていきたいと思っております。

関先生からお話があったデータの整備は、もちろん重要でして、我々評価部局ではありませんが、統計制度部局ともしっかり連携しながら、どのような取り組み方がその評価に結びつく統計の使い方になるのか、といったことはしっかりと考えた上で、連携していきたいと思っております。

岸本先生からプロポーショナリティについては、常識だろうというお話がありました。

我々も海外調査でヒアリングしていると、外国の方からは何であなたたちはこの質問をするのだというような感じで聞かれがちなのですが、日本ではどうしても一律のやり方で取り組みがち、どうしても言うことを聞いてもらうためにそういうふうになりがちだと思うのですが、そうではない納得できるメリハリのつけ方とは何なのかということは、しっかり各府省と議論していきたいなと思っております。

生成AIも二度手間にならないようにということは気を付けていきたいと思っておりますし、また、急いで導入されたケースについても定期的に見直すこともあろうかと思っておりますし、基金なんかは長期で設置されるものですから、導入された場合には決まった期間が経過すれば見直すという方法も行われていたりしますので、そのようなものも参考にしながら、どのような整理ができるのかを考えていきたいと思っております。

田邊先生から、きちんと先方が必要なことに対応していくということ、制度官庁はどうしても上から目線になりがちなところもありますので、そうならないようにしっかり気を付けて取り組んでいきたいと思っております。途中でやめないようにしっかりと各府省に満足してもらえる支援ができればと思っておりますし、また、その際には縦割りにならないように気を付けてまいりたいと思っております。

簡単ではありますが以上です。

(市川会長) ありがとうございます。たくさんの御意見頂きまして、また、現状でのお考えを頂きましたが、これから行政評価局においては本日の審議内容も踏まえて、各府省に対する支援策を実行いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。もし何か委員の方からありましたら、また後ほどでも結構ですから、御意見頂ければと思います。

それでは、議題2に移りたいと思っております。議題2は、今後実施する行政運営改善調査のテーマ案についてです。

それでは事務局から御説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(大上評価監視官) 担当評価監視官をしております、大上と申します。よろしく願いいたします。私からは今、表示されている資料2-1の災害弔慰金の支給事務に関する調査について御説明させていただきます。

災害弔慰金は自然災害でお亡くなりになられた御遺族の方々に対して市町村が支給する仕組みとなっております。支給の対象は直接災害でお亡くなりになられた方に加えて、いわゆる災害関連死の方も対象になっています。災害関連死ですが、災害と死因との関係などに

ついて専門的な判断も必要となることから、基本的には市町村において有識者で構成する審査会を設置して、災害と亡くなられた原因との関係を調査審議して、その結果を踏まえて市町村が認定して災害弔慰金を支給する仕組みになっております。

昨年夏の時点で、内閣府で、この審査会の設置状況を調査しましたところ、全市町村の6割以上、町村ですと7割以上のところで、なかなか準備が進んでいない状況が明らかになっております。

能登半島地震では、発災時に多くの市町で審査会を設置しておらず、県が支援した経緯がございます。また、災害関連死の発生については、能登半島地震では全体の7割ほどが災害関連死であることや、今後、発生が懸念されている南海トラフ地震では未曾有の被害想定が出ていることもございまして、多くの地方公共団体で災害弔慰金の支給事務についても準備をしようと動いているところが見られておりますが、地方公共団体の担当者からは、特に審査会の運営や、審査の関係の情報がなかなかないということで対応に苦慮しているという声を実際に聞いております。

これらを踏まえて、この調査は、審査会の設置関係と運営関係の大きく二つの柱で考えておりまして、これまでの対応を含めた取組事例の把握に加えて、取組が進んでいない市町村における課題の把握や、必要としている情報を把握いたしまして、特に小規模市町村における取組を進めるための国や都道府県の有効な支援策を検討することを目的に、この調査を行ってまいりたいと考えております。

御説明は以上です。

(市川会長) ありがとうございます。

それでは引き続き、調査テーマについて御説明いただきます。

(伊藤評価監視官) 担当評価監視官をしております伊藤と申します。よろしくお願いたします。資料2-2に沿って説明させていただきたいと思っております。

昨今、酷暑や大雨による野外活動の制約や、こどもが安全に遊べる場を求めるニーズの高まりを背景に、主に商業施設内のこども向け遊戯施設や、地方公共団体が設置する屋内のこども向け遊び場等が増加していると言われております。これらの遊戯施設にはこどもが体を動かして遊ぶことができる複数の遊具、滑り台やジャングルジムなどがセットになった複合遊具やボールプール、エア遊具、トランポリン等が設置されていまして、気候変動の影響もあり、今後もこれらの遊戯施設の需要の増加が見込まれる一方、利用者による骨折といった重大な事故も発生していると認識しております。

こどもの遊び場といえば都市公園や児童館、ジェットコースター等の遊戯施設を想像するのですが、これらには、それぞれ都市公園法や児童福祉法、建築基準法といった法的規制がある一方で、今回の調査対象である屋内の遊戯設備については直接的な法規制がない状況であると認識しております。

これらの施設の安全の確保については、国や関係団体による注意喚起や、商業施設内の遊戯施設を対象としたガイドラインに基づく事業者の自主的な取組が中心となっております。また、地方公共団体が設置する屋内のこども向け遊び場の安全確保については、それぞれの地方公共団体の独自の取組に委ねられております。

今回の調査では、直接的な法規制がない中で屋内遊戯施設を設置・運営する事業者や地方公共団体の取組の促進とともに、利用者の事故防止意識の向上を図る観点から、行政評価局の強みである全国ネットワークを最大限活用して、各施設における安全確保の取組状況や事故の発生状況といった現場の実態や課題を調査し、こどもが安全に遊ぶことができる環境の整備を目指して、関係府省とも連携して出口、いわゆる必要な方策等を検討していきたいと考えております。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関して御意見等頂きたいと思います。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

(伊藤委員) いずれも意見です。

まず、災害弔慰金に関してですが、これは能登半島の地震の際に現場の方から、まず、罹災証明を出して、その後、再建支援金を出して、何度も何度も手続をしなければいけないが、何のためのマイナンバーであったのだろうかということを伺いました。1回手続すれば関連する手続が全て完結できるはずではないのかと。これは、やはり防災のときにマイナンバーを迅速に使えるようにしましたが、人手も足りない、時間も足りない、ほかにも取り組むことがあるという中で、手続を行うことが難しくなり帰ってしまうこともあるのではないかと思います。この災害弔慰金ももちろん重要だと思うのですが、何か足元で被災したときに、どのような情報をうまくどう活用して、いかに迅速に事態に対処するのかということの根本を、これを機に見直していただくことが良いのかと思います。

災害弔慰金は、災害から時間が経って、更に認定するということなので、また、少し性格は違うとは思いますが、災害弔慰金が発生することの背景には、その方の証明や、どのよ

うな支援があったかといったことの履歴も把握した上で認定することが不可欠になってきますので、部分的なことだけでなく、被災者の方に対して、どのような支援体制が必要なのかということ、これを機に少し投げかけていただく契機としていただければと思います。

2点目の屋内遊戯施設に関してですが、公園でも児童館でも、いわゆる遊園地でもないようなところの遊び場が、誰が管理して責任は誰が負うのかということに関して、いろいろな法体系のあい路に入っていたというか、ちょうど抜けていた部分に着目していただいたこと自体は非常に重要なことだと思っております。

ただ、これは事前説明のときにも申し上げたのですが、これは危ないからやめましょうとか、撤去するということになってしまうと、こどもの遊び場自体が少なくなってしまいます。つまり、こどもに安全な遊び場を提供するために、事業者などが取り組んでいたにもかかわらず、誰かが安全管理できなくては駄目とか、常駐しなくては駄目とか、何かそのようなところで、いろいろ規制がかかることによって、逆に、もう面倒くさいから撤去しましょうということになってしまって、それでは本末転倒になってしまうのではないかと思います。

このため、実態調査の中から、こういった遊戯施設で、特にこどもの利用が多いようなものについては、是非生かしていただく方向で検討いただければと思います。

いずれも意見ですので、以上となります。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、平田専門委員、お願いいたします。

(平田専門委員) ありがとうございます。

1点、災害弔慰金のところで情報提供なのですが、災害関連死の認定について、市町村で差があるというのは、実は学术论文でも指摘されておまして、2019年の福元・早坂論文で『熊本地震における災害関連死認定の市町村による違い』という題名の論文があります。恐らくインターネットで、すぐダウンロードできると思いますので、それも参考になればと思って申し上げました。

(市川会長) ありがとうございます。

それでは、田邊会長代理、お願いいたします。

(田邊会長代理) 御説明ありがとうございました。若干のコメントです。

災害弔慰金の支給業務の箇所なのですが、特に災害関連死を認定するところが恐らく肝で、それを認定するのは誰かという、医師が加わってないことには、にっちもさっちもい

かないということです。これで医者というのはなかなかつかまらないし、その難しさをどう克服するのかということなのだろうと思っております。

そこで、同じように医者が絡んでくるものとしたしまして、介護認定は月1回ぐらい医師に来ていただいてチェックしていますが、それができていないということは、仄聞しておりませんので、なぜあちらでできて、こちらでできないのかという点が一つのポイントなのかもしれません。ゼロからここだけのシステムを作るというよりは、むしろうまくできているところを、いわば少し間借りするといったことなど、どのようにうまく行くと、できていない市町村でも浸透できるかといった視点も、必要なのかもしれないと思ったのが1点目です。

2点目は、この遊具の法規制は確かに見事なぐらいに穴が空いております。それで安全に関して、穴は塞がなくては駄目というのが根本的なスタンスで、塞ぎ過ぎて負担が大きくなるのもまた副作用ではあるのですが、そこをどのような形で穴が開いていて、それを埋めるためには、塞ぐためにはどのようなことが最低限、必要なかといった点を明らかにしていただくと、各府省に対して規制が、もしかしたら縦割りでもた行っていくのかもしれませんが、役立つような情報が出てくるのではないかと期待しております。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、深谷臨時委員、お願いいたします。

(深谷臨時委員) 御説明ありがとうございます。

1点目の災害弔慰金は、できているところと、できるのにできてないところと、そもそもできそうにないところとで差が出てくるかもしれません。できているところの事例を、そもそもできそうにないところに横展開するのは結構難しいと思います。仮にできないとすれば、どのような原因があるのかということが把握できるような調査になってくるといいのではないかとはい思いました。

2点目の屋内遊戯施設は、これも大変重要なことで、対応が追い付いておらず、かつ抜け落ちていところなのではないかと思えます。事業者は恐らく、ガイドラインに沿った形での対応をしていると思いますが、他方で、実際に、はっとするような、正に危ないところはどうような場所かということは、ユーザーが結構認識している可能性があるのではないかと思えます。

こどもは危なそうなところにもどんどん突っ込んでいくかもしれないのですが、もしか

したら、そこは危ないのではないかと認識している保護者もいるかもしれません。広い施設のほうが子どもにとっては楽しいかもしれず、なかなか見えにくい部分なのかもしれません。保護者が認識しているその辺りの事情を拾い上げていくことも役に立つのではないかと思います。

以上です。

(市川会長) ありがとうございます。ほかに御意見よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの御意見に対して何かコメントがあればお願いしたいと思います。

(大上評価監視官) 様々な御意見、御指摘ありがとうございました。先生方から頂いた御指摘、踏まえて調査をしてまいりたいと思います。伊藤委員から頂いた被災者目線、立場からの情報の活用や体制構築、また、田邊先生から頂いた医療職の委員委嘱の関係では他の取組も参考にできるのではという貴重な御意見、御指摘頂きましたので調査に生かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

(市川会長) では、続いて伊藤監視官、お願いします。

(伊藤評価監視官) 屋内遊戯に関して、貴重な意見を頂きありがとうございました。

まず今回、この調査を行うに当たり、我々としては確かにこどもの遊具が面白くなくなってしまうということは良くないと思っておりますので、規制でがんじがらめにするといった方向で今の時点では考えておりません。特に田邊先生がおっしゃられたように、安全の確保の観点から、事業者が何を求めているかという点を、事業者等の話を真摯に聞きながら調査していければいいのではないかと考えております。深谷先生から頂いたユーザー目線についても、今後の調査設計の中でできる限り尊重させていただければと考えております。

以上です。

(市川会長) ありがとうございます。

皆様からの御意見を踏まえて、これから調査設計をしていただきたいと思いますのですが、ユーザー目線という話がありましたとおり、やはり被災者目線、それから子どもたち、実際にそこで遊具で遊ぶ子どもたち、親御さんたちの目線もしっかり持っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題3に移ります。議題3は、最近の行政評価局の動向についてです。

事務局から説明をお願いしたいと思います。

(尾原企画課長) 企画課長の尾原です。令和8年度行政評価等プログラム(案)について御説明をいたします。資料3-1を御覧ください。

行政評価等プログラムですが、下に米印で書いておりますが、本省行政評価局と管区行政評価局の業務運営方針として、本省と地方機関を通じて行政評価局全体で認識を共有すること、それから各府省や地方公共団体などの関係機関の理解と協力を得ること、これを目的として毎年度、策定して公表しているものです。

上に基本方針という四角がございます。ここに書いておりますように、国民に信頼される質の高い行政の実現に向け、政策評価、行政運営改善調査、それから行政相談の各機能を連携させて各府省による評価の質の向上、それから国民目線で幅広い観点から担当府省に対して政策上の課題を提示し、改善に資する情報を提供すること、これによって各府省の政策立案・改善の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

その下にオレンジ色の字で、私ども、行政評価局が全国的ネットワークを持っているということを書かせていただいております。全国50の地方機関、それから約5,000人の行政相談委員を有しており、国民の皆様の困り事、それから地域の行政課題を、こうしたリソースを使って把握をいたしまして、市町村等の現場を実地に調査して、具体的な事例や生の声を収集できる点に行政評価局の強みがあると考えております。

その上で、下のところに主な改定事項と書いております。令和8年度に特に留意して取り組んでまいりたい事項を五つ列挙しております。

まず、一つ目が、各府省の政策評価の取組への支援であります。先ほど議題の一つ目で取り上げていただきました、政策評価に関する基本方針の見直し後の振り返りを踏まえた今後の支援策です。ここに記載の三つの取組について、その他もございまして各府省を伴走型で支援していきたいと考えております。

それから次に、内閣の重要課題への貢献であります。租税特別措置等の見直しについては、ただいま政府の重要な政策課題となっております、内閣官房に見直し担当室も設置されております。行政評価局については、この政策評価審議会の中でも御報告をさせていただいておりますように、この租税特別措置等の政策評価の点検を行っております、その知見を持ってこの課題に貢献すべく内閣官房とも連携して取り組んでまいります。

続いて、その下の社会経済の変化への対応であります。地域における人材不足への対応と書かせていただいておりますが、少子高齢化に伴う我が国の人手不足、これが大きな社会問題であることはもう言うまでもありませんが、行政についても地方公共団体の人材不足は様々指摘されておりました、例えば、第34次地方制度調査会が今年の1月からスタートしておりますが、その中でも地方公共団体の人材不足、これは重要な課題として挙げられており

ます。

市町村は国の政策の主要な実施主体であります。その政策が着実に実施されて効果が上がるようにする観点からも市町村等の業務の効率化、それから負担軽減は重要であると考えておりますので、それにつながるような調査を実施してまいりたいと考えております。

それから、右上の災害時における被災者支援の充実であります。令和6年の能登半島地震が発生した際に、私どもの中部管区行政評価局が被災者の皆様の様々な相談に対応する特別行政相談活動を展開いたしました。この活動が評価されたことも受けて、昨年6月に全国の管区行政評価局が災害対策基本法に基づく指定地方行政機関として指定をされております。これを踏まえて、災害が発生した際に被災者の方々に寄り添った相談活動を実施できるよう、平時から地方公共団体などとの連携を強化してまいりたいと考えております。

それから最後に、生成AI等のデジタル技術を活用した業務の効率化等です。生成AIは日々大変な進化をしているわけですが、先ほどから御議論もごございますように、政策評価だけではなくて行政運営改善調査、それから行政相談、いずれの機能においても有効に活用できると考えております。一方で、行政評価局の強みは先ほど申し上げましたように、ウェブ上では得られない政策実施現場などでの生の声、情報を把握できる点にあると考えておまして、そこにリソースを一層振り向けられるよう、この生成AIを活用して効果的、効率的に業務を行ってまいりたいと考えております。

また、その下ですが、行政評価局は令和6年度から国・地方共通相談チャットボット、ガボットというものを運用しておりますが、こうしたチャットボットの導入の需要は各府省にもあるものと承知をしております。ただ、各府省がゼロからこうしたチャットボットを作るのはお金も手間もかかりますので、私どものこのガボットの機能をテンプレート化して各府省に提供して、その導入を支援していきたいと考えておりますし、また、それによってガボット自体の充実も図っていききたいと考えております。

簡単ですが、説明は以上になります。

(市川会長) 御説明ありがとうございました。それでは、御意見、御質問等頂きたいと思えます。

それでは、亀井委員、お願いいたします。

(亀井委員) 御説明ありがとうございました。大変充実したプログラムでしっかり進めていただければと思います。

1点だけ老婆心ながらなんですが、これまでも先ほど伊藤先生からもお話がありました

が、生成AIの話は、大変重要でありまして、私も様々な地方政府等々でいろいろと生成AIを導入している人たちや、あるいは、それを支援している人たちとお話をさせていただくことがあります。私は、そのようなものは使ってはならぬということではなく、むしろ積極的に使うべきで、鉛筆や万年筆と同じである、あるいはパソコンと同じであると思っはいるのですが、ここで大切なのは、新しい道具が出てきたときに人間の劣化が起きないか、担い手の劣化が起きないかということをしっかり見ていただきたいということです。

実は気をつけなくてはいけないのは「効率化」という言葉だと思ひまして、効率化という言葉が出てきたときは、大抵の場合、人間が人間としての本来の機能を劣化させてしまうことが多いと感じます。この効率化等のところの「等」が重要でありまして、そこで何が起きるのか、プラスに起きることとマイナスに起きることは何か。

もちろん楽に行っていくことは重要だし、余った時間をどう使っていくのか、あるいは、それが結果的にそこにいる人たちの人材育成や様々な形で良い方向につながるのであればいいのですが、効率化という物差し一本でこれを行うと、非常におかしなことになるというのは、これまで私たちが、かなり学んできたはずでありますので、是非そういったようなことをしっかり踏まえて、副作用や副反応のようなことがどのような形で起きていて、どこをしっかりと見ていけばいいのかといったようなことも、是非お目配りをしていただきながら作業を進めていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(市川会長) ありがとうございます。それでは、岩崎委員、お願ひいたします。

(岩崎委員) 岩崎です。御説明ありがとうございました。

先ほど資料3-1で、社会経済変化への対応ということで、第34次地方制度調査会についての言及もありましたが、今、私も市川会長と御一緒させていただいておひまして、地方公共団体では、特に小規模地方公共団体ですと人材不足も深刻になってきているということが言われております。今回の地方制度調査会でも、そういった地方公共団体に対して広域で、デジタル化の加速や支援といった点を重視していくような議論も展開されておりますので、各審議会議論とのリンケージを高めていくことや、先ほどの御説明でもありましたが、各種政策や5か年計画といったところの政策立案にも横串を刺していくということもおっしやっておられたと思ひますので、引き続きお願ひできればと思ひます。

あともう1点、最後の生成AIのところ、ガボットについて、現在、令和6年3月にリリースされて以降、約74万件のアクセスということで毎月3万件台のアクセス数で推移しているような御報告も頂いておひます。数が増えてくれば自動的にそういったデータも収集

されてきますし、より高次のサービスも提供できるようになってくるかと思っておりますので、今時点では16分野に限定されておられるということですが、今後、より住民目線で、多様な質問などに対応できるような充実したデータ収集と提供に努めていただければと思っております。

以上です。

(市川会長) ありがとうございます。ほかに御意見等いかがでしょうか。

ないようですので、行政評価局におかれては、ただいまの御意見も踏まえて、引き続き各府省の政策立案、改善の取組の後押しをしていただけるようお願いしたいと思います。

本日予定しております議題については以上ですが、何かほかにもこの場で御意見等ございましたら伺いします。

それでは事務局から、続いて何かありますでしょうか。

(阪本総務審議官) 阪本です。

本来であれば、今回は、こういった年度末、あるいはテーマ的にも節目の回なので政務からお話しさせていただければと思ったのですが、国会が非常に重要な局面でして、私から僭越ながら一言申し上げさせていただきます。

本日は、多面的な御議論をいただきましてありがとうございます。特にこの政策評価の見直しは、私が総務省の政策立案総括審議官の頃、この政策評価審議会の非公式のヒアリングの場で、「評価書を利用すると言われますが、そもそも評価書はどのように作られているか、皆様、御存じですか」といったお話を恐らくさせていただいたと思います。

予算の要求や内閣法制局への説明といったいろいろな資料がそもそもあって、そこから事後的に作られているものが少なくありません。そうだとすると、結局、評価書とは一体何なのだろうという問題提起をさせていただきました。

その後の議論の積み重ねもありまして、今回、評価書を作ることが目的ではなくて、評価という要素をどのように意思決定の中に織り込んでいくかが重要だというところにシフトしてきております。先生方には御指導を頂き非常にありがたく思っております。

一総務省でも、省内の多くの部局では審議会で中期的な計画が検討されていますので、こういった流れを受けて、その審議会の議論のプロセスの中に、評価の要素をしっかりと織り込む、そういった方向で総務省の新たな政策評価の計画を検討しております。もちろん、審議会の報告書の全体を評価書と位置付けてしまうと、ディスクロージャーの観点からは良くないので、最後、審議会の報告書の中で評価書に相当する部分をどのように外に見せるか

という説明責任の部分はあると思いますが、少なくとも審議会の議論の中にそういった評価の要素はしっかりと盛り込み、おのずと評価が意思決定の中に織り込まれていく形をどんどん確立していければと思っております。更に御指導頂ければと思っております。

そして、この調査のテーマ二つについてもいろいろと御指導頂きありがとうございます。総務大臣からも、政策の現場のプロではない総務省が評価をする、調査をすることにどのような意味があるかを考えるよう課題をいただいているところです。監察であればルールに沿ってないものを第三者が見付けて、それはおかしいと言えばよいのですが、評価について、現場のプロではない我々がどのような機能を発揮すべきかということでもあります。

各府省の間に落ちてしまっているところだとか、出先のない各府省に代わって現場に行き調査をしてみたらこうだったといった、我々の強みをどう生かしていくかが重要だと思っております。本日の御指摘も踏まえながら取り組んでいきたいと思っております。

最後、行政評価等プログラムは、役所の業務運営方針です。内部の方針を公表する意味は何なのだろうということで、今回、我々が仕事を行っていく上でのコミットメントだと整理しました。行政評価局は、この1年、これを頑張ります、あるいは、こう変わりますということを示していくのだというつもりで、書かせていただいたつもりでございます。

そのようにコミットしたのだから、きちんと取り組みなさいというように引き続き御指導頂くとともに、こういうことも取り組んだらどうかといった御提案、御提言なども頂きながら業務を進めていきたいと思っております。

あれこれ申し上げましたが、引き続きよろしく申し上げます。以上です。

(市川会長) どうもありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第46回政策評価審議会と第45回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。

本日は皆様、お忙しい中、ありがとうございました。